

給臨時措置法の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案

夫君(同日議長承認)を第五十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
昨十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 商工委員 予算委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆院に送付した。

外務委員 商工委員 予算委員 同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆院に送付した。

住民税、個人の事業税などについて負担の軽減を行なうことあります。これらについての減税額は七百四十二億円となっております。

第二は、財源の適正かつ効率的な配分につとめ、地方経費使用の重点化を徹底することあります。

そのため、道路目的税として自動車取得税を創設し、道路交通安全施設の設置の財源として交通安全対策特別交付金百二億円を交付するほか、社会経済状勢の進展に対応する財政需要の変化に即応するため、いわゆる過密地域、後進地域にかかる事業などに要する地方債を重点的に増額するとともに、地方交付税分配の合理化を推進することいたしております。

第三は、財政運営の効率化を進めるとともに、財政秩序を確立し、地方財政の健全化を促進することあります。その方策として、行政機構の改善と定員管理の合理化をはかるとともに、既定総交付税の繰り入れ額を法定額から四百五十億円減額して翌年度以降に繰り越すとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計において二百五十億円を借り入れ、地方交付税に加算するほか、二百五十億円の地方債について繰り上げ償還を行ない、一定の特別事業債にかかる元利償還金の財源として特別事業債償還交付金九十億円を交付することとしております。なお、いわゆる超過負担の問題につきましては、国庫補助負担金の改善などの措置を講じ、解決をはかつてまいる所存であります。

第四は、地方公営企業の経営の健全化をはかることであります。
以上の方針のもとに、昭和四十三年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模

は五兆六千五十一億円となり、その前年度に対する増加は八千三百三十七億円、一七・五%となるのであります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

第一は、地方交付税の算定方法の改正であります。道路整備計画など各種の長期計画の進展による公共事業費等の増加分、生活保護基準の引き上げなどに伴い増加する社会保障関係経費、給与改定の平年度化等により増加する給与関係経費、その他制度改正などによるものを基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用の改定をはかることである。

その方策として、行政機構の改善と定員管理の合理化をはかるとともに、既定総交付税の繰り入れ額を法定額から四百五十億円減額して翌年度以降に繰り越すとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計において二百五十億円を借り入れ、地方交付税に加算するほか、二百五十億円の地方債について繰り上げ償還を行ない、一定の特別事業債にかかる元利償還金の財源として特別事業債償還交付金九十億円を交付することとしております。なお、いわゆる超過負担の問題につきましては、国庫補助負担金の改善などの措置を講じ、解決をはかつてまいる所存であります。

第二は、地方交付税の総額の特例であります。

昭和四十三年度分の地方交付税の総額については、現行の法定額から四百五十億円を控除した額に、別途交付税及び譲与税配付金特別会計に借り入れる二百五十億円を加算した額とすることがあります。

以下、順を追つてその概要を御説明申し上げます。

第一は、個人の住民税につきまして、夫婦子三人の給与所得者の課税最低限を十万円程度引き上げることを目途として、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除をそれぞれ一万円引き上げることとしております。

第二は、住民税及び事業税を通じまして、中小事業者の負担の軽減をはかるため、専従者控除を、青色申告者については五万円、白色申告者には三万円引き上げることとしております。

第三は、特別事業債償還交付金の交付に関する

配分方法に準じて交付することとし、その総額は、昭和四十三年度分にあつては九十億円、昭和四十四年度以後の各年度分にあつては政令で定める基準に従い予算で定めることとしたとしております。

次に、地方税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

第一は、地方交付税の算定方法の改正であります。以上のほか、地方団体が昭和四十四年度以後に償還すべき地方債を昭和四十三年度に繰り上げて償還する場合における必要経費を基準財政需要額に算入するなど所要の改正を加えることとしたとしております。

次に、地方税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

明年度の地方税制の改正にあたりましては、住民負担の現状にかんがみ、個人の住民税、個人の事業税などについて負担の軽減合理化を行なうとともに、地方道整備の緊急性にかんがみ、地方道路財源の充実をはかるため、道路目的税として自動車取得税を創設することとしたのであります。

この自動車取得税は、その収入額より徴稅費相当額を控除した額の十分の七の額を市町村に交付することとしたとしております。

このほか、不動産取得税、たばこ消費税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などについても所要の改正を行なうこととしたとしております。

以上の改正により、昭和四十三年度の増減収額は、個人住民税、個人事業税などにおきまして七百四十二億円の減収が見込まれますが、一方、自動車取得税の創設等により三百九十三億円の増収が見込まれますので、差し引き三百四十九億円の減収となります。

以上が、昭和四十三年度の地方財政計画の概要並びに地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

○議長(重宗雄三君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。林虎雄君。

〔林虎雄君登壇、拍手〕

○林虎雄君 ただいま提案されました昭和四十三年度地方財政計画、地方交付税法の一部を改正す

第三は、ガスにかかる電気ガス税の免税点を八百円に引き上げることとしたとしております。

第四は、自動車取得税の創設であります。自動車の取得者に対し、自動車の取得税額を課税標準として、百分の三の税率によって課するものといたします。

車取得税は、道路に関する費用に充てるため、自動車の取得者に対し、自動車の取得税額を課税標準として、百分の三の税率によって課するものといたします。

第三は、ガスにかかる電気ガス税の免税点を八百円に引き上げることとしたとしております。

第四は、自動車取得税の創設であります。自動車の取得者に対し、自動車の取得税額を課税標準として、百分の三の税率によって課するものといたします。

る法律案並びに地方税法の一部を改正する法律案に対し、私は、日本社会党を代表して、總理並びに関係大臣に所信をお伺いいたしたいと存じます。

まず、地方財政計画について伺います。
地方財政計画は、地方交付税法によって義務づけられ、地方交付税総額が適当かどうかを判断するに必要な基礎資料であります。しかるに、地方財政計画と毎年度の地方財政決算額との間に大きな開きがあり、その実態を把握することが非常に困難でありますので、お尋ねいたしたいと存じます。

おおよそ五兆円になります。計画によると四兆一千三百四十八億円でありますから、約九千億円の巨額の開きがあります。昭和四十一年度地方財政計画は四兆七千七百十四億円でありますから、四十一年度決算額のほうが約三千億円上回っております。四十一年度の計画と決算見込みはおそらく一兆円を上回り、今回提案された四十三年度の計画を上回るのではないかと予想されるのであります。計画と決算との開きがこのように巨額にのぼりますと、その実態把握が困難になりますので、政府は四十三年度計画とあわせて四十一年度計画と決算との関係を明確に報告すべきと思いますが、その御意図はありませんか、または、計画画を根本的に再検討するお考えがあるかどうか伺いたいと存じます。

によりますと、地方税四千六十二億円、二一・一%の増収及び地方交付税二千九百九十二億円の増と、いかにも好転したかのようではありますが、この額は四十二年度当初計画との比較であり、地方税において見ると、四十二年増収分を含んでおるのであります。四十一年度の地方税の計画と決算との開き千九百四十五億円の実績から見て、昭和四十二年分はこの額を下回ることはないと思われますが、四十三年度分の地方税はどのような見積りをされておるか、承りたいと思います。

また、地方交付税においては、四十一年度補正後の純増で見ますと、四十三年度は千六百四十三億円の增收にすぎないと思われますが、どうでしょう。これを歳出計画について見ますと、四十三年度給与関係経費、一般行政費及び公債費等、いわゆる義務的経費にかかる自然増の支出は実に四千五百億円と見積もられておりますが、地方自主財源の主柱である地方税及び地方交付税の四十三年度実質自然増収と比較して、計画上これら義務的経費をどのようにまかなわれようとしているか、説明を願いたいのであります。

私は、地方財政はその構造において非常に硬直化しており、国の財政硬直化の比ではないと考えます。地方財政は、今日、依然として中央集権の度合いが強く、国の事務再配分に伴う地方自主財源の増強こそ、緊急に措置すべきときと考えております。地方財政は決して好転したものとは思われませんが、地方自主財源の増強について自治

次に、財政硬直化と、それに関連する地方交付税のいわゆる出世払いという点であります。これは地方交付税制度の将来に対し大きな問題を残すとともに、地方財政の国家財政への従属がさらには強化されることが予想され、地方自治が弱体化されるおそれがあると思うからであります。

昨年秋、国は明年度予算編成にあたり、財政硬直化の原因が地方交付税制度にあるかのことをキャンペーんを行ないました。すなわち、地方交付税の自然增收が二千四百億円に達し、歳出規模が三・一%増大したことや、地方財政が最近著しく好転したことを理由に交付税率の引き下げの説が起きましたが、地方自治団体側の地方交付税の本質に立脚した反論があちや、四十年度に減額しなかつた国税三税の減に基づく地方交付税の落ち込み分四百八十一億円の返済問題を出してまいりました。このいわゆる出世払いといわれるものは法律上の義務ではなく、当時の自治、大蔵両大臣の間でなされた覚え書きに基づくものにすぎません。その結果、四十三年度の地方交付税の総額から四百五十億円を国に融通し、過年度災害の地方債三百五十億円に繰り上げ償還して、交付税会計が同額を借り入れて交付税交付金に加算して交付するという、ややこしい便法がなされたのであります。景気の消長に応じて、国と地方との間に毎年のように論争が繰り返されるということは、

このように、地方財政の現状は、国の財政よりも以前に、しかも、はるかに硬直化しているというべきであります。自治、大蔵両大臣の覚え書きのあと始末のために地方から国へ金を貸すといふ措置は、前代未聞であり、かつ、重大な問題であると思ひます。法定によつて算出された交付税額を、たとえ賃借関係であるとはいえ、国の財政の都合で増減することは、地方交付税の本質から見て不當であり、将来に悪例を残すものと言えます。しかも、今回の措置が一時的、便宜的なものから固定化、変質化するおそれがないとは言えないのであります。国と地方の財源配分のルールを確立することが必要であり、国と地方を通ずる抜本的な税財源の配分を行なうべきと考えます。すでに、地方制度調査会はこの点を指摘しておりますが、政府は税財源の配分を基本とする恒久的財政制度を確立するお考えがあるかどうか、承りたいと存じます。特にこの点、総理にお尋ねをいたしたいと存じます。

し、また、常に国会でも、地方事務官制度の廃止を取り上げてきましたが、いまもってその実施を見るに至っておりません。政府は、この問題を一體取り上げる意向があるのかどうか。ありとするならば、いつころ、どのように具体化するお考えなのか、自治大臣と行政管理庁長官の所信を伺いたいと存じます。

して質問を終わりたいと存じます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 林君にお答えいたしましたが、地方財政計画並びに地方財政の実情につきましては、御指名のように、大臣並びに自治大臣から詳細に御報告すると思います。

私はに対するお尋ねいたしまして、いわゆる出

負担であります。そういう意味におきまして、国民の負担を軽くするという基本的な施策、これは、どうしても私どもが大事に、真剣に取り組まなければなりませんところでございます。しかし、林君も御承知のように、住民税と所得税は、その性質を異にしておりますから、必ずしも所得税と住民税が同一でなければならない、こういう結論は出ないよろに私は思います。地方の事情に適しての処置がとられ、負担の軽減についてこの上と努力されることが望ましいと、私はかように考へております。

最後に地方開発について、特に過疎地域についての御指摘の上で、これらについての対策を立てます。ふは、ふは、ふは。

卷之三

負担であります。そういう意味におきまして、国民の負担を軽くするという基本的な施策、これは、どうしても私どもが大事に、真剣に取り組まなければなりませんところでござります。しかし、林君も御承知のように、住民税と所得税は、その性質を異にしておりますから、必ずしも所得税と住民税が同一でなければならない、こういう結論は出ないようには私は思います。地方の実情に適しての処置がとられ、負担の軽減についてこの上とならない努力されることが望ましいと、私はかように考へております。

最後に地方開発について、特に過疎地域についての御指摘の上で、これらについての対策を立てろというお話がございました。私は、日本の過密・過疎対策、これを見ますると、経済の発展によって社会的進展が乱れる。そのため時に時代的にいろいろの要求も出てくる。また地域的にそれだけの要望が行てまいりまして、いわゆる地方開発地城開発の立法、ということは、基本的に見まして、も、もう目ぼしいものだけでも二十に余つていて、と思ひます。さらにその実施計画等の立法をさせて考えますと、非常に多数にのぼっております。この法律が多数あることは、これは必ずしも望ましいことではありません。そのため総合性を欠いたり、あるいはどちらも重点的な施設があつたなつたり、いろいろ問題を引き起こします。おるようになります。ただいまお話をなりまし山村漁村あるいは産炭地域、離島とか、特に

ういうような過疎地帯に対し、私どもがそれらの自治体を強化するために財源も配賦いたしますが、同時に、これらの地域に適応した産業の開発等にも努力する。こういうことで、過密・過疎対策は総合的な観点に立って進めていかなければなりませんと存じます。したがつて、私は、御指摘になりましたように、これらの立法措置がもうそろそろ体系的に整備され、同時にまた、自治体の行政水準を上げ得るような財源確保、これは必ずしも地方だけの負担ということではございません。中央からの援助などを得まして、そうして行政水準を高めるよういたしたいものだ。かように考えております。(拍手)

るものではないといふふうに考へております。ただ、これだけの差があるということは、もちろん望ましいことではございませんので、やはりこれを近づけるということにつきましては、ずいぶんこれからも努力していかなければならぬと考えております。

それから、四十三年度地方税の見積りと申しますが、財源について広くお触れになりましたが、この地方財政の歳入構造の是正につきましては、かねてからいろいろ自主財源をできるだけ確保するという意味で努力を継続しております。大きく歳入全体からながめました場合には、一般財源の比率から申しますと、まず歳入全体に占める一般財源の比率は、前年度の大〇%から六三%に変ってまいりおりまして、歳入構造で見ます限り、全体としては地方財政はやや健全化されておるという判断に立っております。しかし、これは地方財政が、それで内容がきわめてよくなつたとか、あるいは四百五十億円とどうことをお述べになりましたが、非常な好転説が伝えられている、これは誤りでございます。やはり非常にむずかしい困難な状況にあることは、言うまでもないところでございます。なお、税源の再配分などを通じまして、今後とも自主財源の確保ということにつきましても、できるだけ住民の負担軽減をやる努力をしております。今回は住民負担の軽減をはかるために、住民税において、夫婦子三人の給与

所得者の課税最低限を十万円引き上げましたこと、先ほど御説明で申し上げたとおりでございました。新しく自動車取得税を創設することにいたしました。ただ、この自動車取得税の収入だけを考えているわけではありません。しかし、これが通過いたしますと、第五次道路五カ年計画の期間内に、市町村に約千八百億円の收入が見込まれることになりますので、地方税、地方交付税などの収入と相まって、ほぼ計画の実施には支障がないという判断に今日立てております。

これらは総理がいまお触れになりました。やむを得ずというおことはありました。地方財政の好転の見方というものは見解の相違があるといふことは、私ども、やはりあつたわけですが、私ども、やはり地方財政の中身がよくなつたから國に金を貸す——何もそういうことを考えておるわけではございません。いま、林議員は、地方が國へ金を貸すなどとは前代未聞である、これは交付税の本質から見てはなはだ不当である、将来について悪例を残すのじやないかといふ御心配、これは私もよくわかります。しかし、これはいま総理も言われましたとおりだ、國、地方を通じての財政環境にかんがみて、こういう措置を私どもとつたわけでございますが、これは四十三年度限りであることには、たびたび申し上げたとおりでございまして、国と地方との間の税源の配分変更を行なつたものでは決してございません。交付税の本質に触れる問題ではないと、私どもは考へておる次第でござります。

さらに、道路財源のことにお触れになりました。第五次道路整備五カ年計画は、六兆六千億円の膨大な計画がこれから進行しよろとしております。その裏づけとして地方に持ち出し分があります。その裏づけとして地方に持ち出し分がありますので、自治省といたしましては、この今日の地方公共団体の財政状況にかんがみて、非常に心配を軽くするといふことにつけでは、真剣に考えておるという御説明でございました。私どもとしても、できるだけ住民の負担軽減をやるたしましても、できるだけ住民の負担軽減をやるといふことにつきましては、いろいろ検討もし、努力をしております。今回は住民負担の軽減をしては、自治省としては極力つとめてまいらなければならぬというふうに考えております。

それから、最近いつも問題になつております例の四百五十億の扱いということをさいますが、これは総理がいまお触れになりました。やむを得ず引き上げることとしたわけでございまして、ただ最低生活費五十三万円という数字もいまお出しごきましたが、総理もこれは申しましたとおぼえています。しかしながら、総理もこれは申しましたとおぼえていますが、私ども、やはり地方財政の中身がよくなつたから國に金を貸す——何もそういうことを考えておるわけではございません。いま、林議員は、地方が國へ金を貸すなどとは前代未聞である、これは交付税の本質から見てはなはだ不当である、将来について悪例を残すのじやないかといふ御心配、これは私もよくわかります。しかし、これはいま総理も言われましたとおりだ、國、地方を通じての財政環境にかんがみて、こういう措置を私どもとつたわけでございますが、これは四十三年度限りであることには、たびたび申し上げたとおりでございまして、国と地方との間の税源の配分変更を行なつたものでは決してございません。交付税の本質に触れる問題ではないと、私どもは考へておる次第でござります。

さらに、道路財源のことにお触れになりました。第五次道路整備五カ年計画は、六兆六千億円の膨大な計画がこれから進行しよろとしております。その裏づけとして地方に持ち出し分があります。その裏づけとして地方に持ち出し分がありますので、自治省といたしましては、この今日の地方公共団体の財政状況にかんがみて、非常に心配をいたしております。そのためには、この裏づけをしておるといふことにつきましては、いろいろ検討もし、努力をしております。今回は住民負担の軽減をやることをいろいろ考えてまいりましたが、それをいろいろ考へておるといふことにつきましては、新しく自動車取得税を創設することにいたしました。ただ、この自動車取得税の収入だけを考えているわけではありません。しかし、これが通過いたしますと、第五次道路五カ年計画の期間内に、市町村に約千八百億円の收入が見込まれることになりますので、地方税、地方交付税などの収入と相まって、ほぼ計画の実施には支障がないという判断に今日立てております。

それから、最近いつも問題になつております例の四百五十億の扱いといふことございますが、それは総理がいまお触れになりました。やむを得ず引き上げることとしたわけでございまして、ただ最低生活費五十三万円という数字もいまお出しごきましたが、総理もこれは申しましたとおぼえていますが、私ども、やはり地方財政の中身がよくなつたから國に金を貸す——何もそういうことを考えておるわけではございません。いま、林議員は、地方が國へ金を貸すなどとは前代未聞である、これは交付税の本質から見てはなはだ不当である、将来について悪例を残すのじやないかといふ御心配、これは私もよくわかります。しかし、これはいま総理も言われましたとおりだ、國、地方を通じての財政環境にかんがみて、こういう措置を私どもとつたわけでございますが、これは四十三年度限りであることには、たびたび申し上げたとおりでございまして、国と地方との間の税源の配分変更を行なつたものでは決してございません。交付税の本質に触れる問題ではないと、私どもは考へておる次第でござります。

さらに、道路財源のことにお触れになりました。第五次道路整備五カ年計画は、六兆六千億円の膨大な計画がこれから進行しよろとしております。その裏づけとして地方に持ち出し分があります。その裏づけとして地方に持ち出し分がありますので、自治省といたしましては、この今日の地方公共団体の財政状況にかんがみて、非常に心配をいたしております。そのためには、この裏づけをしておるといふことにつきましては、新しく自動車取得税を創設することにいたしました。ただ、この自動車取得税の収入だけを考えているわけではありません。しかし、これが通過いたしますと、第五次道路五カ年計画の期間内に、市町村に約千八百億円の收入が見込まれることになりますので、地方税、地方交付税などの収入と相まって、ほぼ計画の実施には支障がないという判断に今日立てております。

態に入ります。昭和四十三年度の赤字だけでも約千百億円、利子負担だけでも年間千三百二十億円であります。一日に直しますと、約三億八千万円ばかりの利子を毎日払うという状態であります。そういう状態でありますので、できるだけ負担を軽くしたいというので、昭和四十三年度に百二十八億円の地方市町村に対する納付金を免除してもらいたいという要望がございまして、予算審議の過程でそれが日程に上ったこともあるのであります。しかし、これを急速に廃止するといふことは、市町村に対する打撃も非常に多い、またこれをつづいた趣旨が、ある意味において固定資産税という意味もありますので、他の三公社五現業に対する影響もあります。そういう点も考えてみて、本年度はとりあえず残置して、四十三年度中に検討するということになつておるのであります。国鉄側の主張を聞いてみると、地元からいろいろ要望がありまして、施設をつくれば、つくるだけ納付金が多くなるという妙な現象になつておるのであります。跨線橋をつくるとか、プラットホームをつくるとか、車両を増すとか、操車場をつくるとか、こういうよろんな施設をしますと、その分だけ納付金がふえていく、サービスすればするだけ税金を取られる、そういう情勢にありますので、国鉄側からすれば、まことに無理のない要望であると私は思います。そこで、四十三年度中に国鉄財政確立のための委員会をつくりまして、それらの意見も微しまして、来年度予算までにこ

の問題を決着するという考え方であります。(拍手) 「國務大臣木村武雄君登壇、拍手」 円ばかりの利子を毎日払うという状態であります。そういう状態でありますので、できるだけ負担を軽くしたいというので、昭和四十三年度に百二十八億円の地方市町村に対する納付金を免除してもらいたいという要望がございまして、予算審議の過程でそれが日程に上つたこともあるのであります。しかし、これを急速に廃止するといふことは、市町村に対する打撃も非常に多い、またこ

の問題を決着するという考え方であります。(拍手) 「國務大臣木村武雄君登壇、拍手」 の問題を決着するという考え方であります。(拍手) 「國務大臣木村武雄君登壇、拍手」 地方事務官制度の問題は、かれこれ二十年間もたなざらしになつた問題であります。それだけ非常に大きな問題であり、解決の困難な問題ではあります。それだけに、一日も早く解決せなければならぬ問題だと思います。佐藤総理の非常な強い御指示もありますので、私は、この問題とは精力的に取り組んでおります。

それで、行政改革の三ヵ年計画案を日下樹立、作成中であります。その大体の試案は、六月一ぱいにつくり上げられまして、およその計画案は、八月一ぱいにつくり上げることになつておりますので、八月一ぱいが過ぎますと、その解決の具体案をお示し申し上げができると思ひます。(拍手)

○原田立君 原田立君。 「原田立君登壇、拍手」

○原田立君 私は、公明党を代表して、ただいま提案になりました地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案、及び昭和四十三年度地方財政計画について、總理並びに大蔵、自治両大臣に質問するものであります。

質問に入る前に、地方行財政の現状が、いかに

苦しく、貧弱なものであるかを述べてみたいと思ひます。

〔國務大臣木村武雄君登壇、拍手〕

苦しく、貧弱なものであるかを述べてみたいと思ひます。

第一に、昭和四十三年度地方財政計画は五兆六千五十一億円と、膨大なもので、四十二年度に比べると一七・五%増となり、国の予算とほぼ同一の大型になつております。地方財政計画は、地方

財政の指針となるものであるがゆえに、地方団体の予算編成の便宜のためにも、もつと早く発表すべきであったと思います。今日、その成案発表がおくれ、ほとんど地方団体の予算案はでき上つた状態においての発表は、はなはだ遺憾であります。この発表のおくれた理由は何か。また、お

かれてはならないと思うが、自治大臣はどうお考

えか、お伺いするものであります。

第二に、わが国の経済圏の発展は、太平洋ベルト地帯に多く集中し、過密現象を呈しております。それに引きかえ、農山漁村の人口流出は多く、これらの市町村は現在の行政水準を維持するのに支障をもたらすとしております。たゞされ少ない税収に、借金は残り、税収の先細りの追い打ちをかけられている現状であります。公共事業の抑制に伴い、後進地域においては、特にその立ちおくれが深刻になつております。そこで、単独事業を十分行なえるように財政措置をしてもらいたいと強く望んでおるのですが、政府はどう対処なさるのか。

わが国にとって大きな課題であります。今回どちら

された措置として、人口急激都市に二百億円、過密化対策として百億円の手当てをしたと聞いておりますが、これまでの行政水準維持がどれだけできるのか、はなはだ疑問であります。特に過密化対策に対して、いわゆる施し財政ではなく、国の手厚い財政的援助が行なわれなければなりませんが、過密過疎解決の具体的方向を総理及び大臣、

自治大臣にお伺いするものであります。

報 (号外)

せん。今後とも、大蔵省はそのような交付税率引き下げなど考えるべきでないと思います。地方財政を根本的にゆり動かすような重要問題でありますから、政府のはつきりした意見をお聞きしたい。總理、大蔵大臣は、この三二一%の交付税率を十分守っていく考え方どうか、お伺いしたい。また、自治省としての見解はどうか、お伺いいた。

お伺いいたします。
第五に、従来、政府は、地方の自主財源を強化したいと、何回となく言明してきているのであります。まだその実効があがっていないのは、残念なものであります。国と地方との事務の再配分及び税源再配分は、緊急かつ重要な課題であり

お伺いいたします。

は 年 財 思 す す

は

すものであります。

第四に、国鉄は、地方団体に、その使用しておる土地家屋等の資産に対し納付金を支払つておりますが、これは公共施設なるがゆえに、一般的の固定資産税の約半額にしか満たないものにして、優遇的措置が講じられているのであります。地方団体に言わせれば、もつと率を高めて収入増をはかりたいという要望こそあれ、廃止などとはもつてのほかという考え方を持つております。聞くところによれば、四十三年度はそのまま納付する。この取り扱いについては、今後一年間にわたつてその

多いからといって、国に協力しろといろいろと押しつけるようなことならば、事務再配分、税の再配分という構想はますます困難になり、実現性は薄くなるのではないかと危惧するものであります。が、自治、大蔵両大臣はどのようにこの問題を推し進めていく考えなのかお伺いいたします。

に充てるということだが、このような措置のみで地方団体が道路特定財源の確保が十分となると考えているのかどうか、また、国の一般財源から四十二年度は八百二十億円が道路整備特別会計に繰り入れられておりました。今年度は減って四百七十億円になつております。したがつて、四十四年度以降はガソリン税率を再び引き上げざるを得ぬだろ等々と見る向きがあるが、まさかそんなことはあるまいと思うが、これらの市町村道路財源確保をどう考へているのか、總理並びに大蔵、自治大臣にお伺いいたします。

論をまちません。地方交付税は地方固有の財源であり、國から施されるものでないことをはつきりさせなければならないと思います。大蔵省は、現行の地方交付税を財政梗直化の原因であると言ふと聞いております。地方税収は、確かに今年度限りで見れば増収ではありますが、まだ先々のことを考えてみれば、根本的に豊かな地方財政が確立されたなどとはほんでもないことであり、非存廃を研究しようということで、自治、運輸両省で了解がついたと聞いているが、この存廃のことについてどう考へておるのか。もしこれが制度改革にでもなれば、同じような性格の電電公社、専売公社等の納付金問題もからんでくるのであります。現在納付金を支払っているのは、国鉄百二十社六億三千三百万円、合計二百四十五億円にもなり、地方財政収入にとっても大事な收入源である

第八に、所得税については、昭和四十五年度まで課税最低限度額を百万円まで引き上げると政府は公約しているので、おそらく来年もまた引き上げることであります。どうなると、今回、住民税の課税最低限度額をやつと十万円引き上げて五十三万円にしたのですが、おそらく来年度も減税することだらうと思いますが、その見通しはどうか、總理、自治、大蔵大臣にお伺いいたします。

すす思財年はと

す思財年はと

がなんとか言つていました、このよだな議論。
ナンセンスなものだと言わざるを得ません。今
度の予算は総合予算と言つておりますが、地主
の政計画の規模の是正を考えるべきではないかと
うが、自治大臣のお考を伺いたいのであります。

第九に、電気ガス税を廃止したらどうかお聞きたい。今回、ガスの免税点を七百円から八百円に引き上げるようですが、こんなことで減税になるわけはありません。現に税収見込みも、需要増により増収が見込まれております。電気の免税点はわずかの四百円であります。そのままにしてあります。現在、電気ガスは私たちの最も身近にある生活必需品であります。免税点の低いのは、

官報(号外)

まさに大衆課税であり、悪税と言わざるを得ません。総理も、かつては悪税と言わたることがあります。このよき電気ガス税は廃止すべきだと思いますが、総理及び大臣、自治大臣にお伺いいたします。

最後に、超過負担の問題ですが、現在約一千億円もあり、地方財政が圧迫されているのは御承知のとおりであります。このうち四十三年度において約三百二十億円を解消し、両三年にわたって全額を解消するということですが、この計算の基礎は、四十一年度の物価等を基礎としております。近来、物価の上昇、人件費の高騰がはなはだしいときでありますので、これらを十分織り込まないと、解消はおろか、またも超過負担が発生し、悪循環を繰り返すのみになってしまふおそれがあります。この計算の基礎を前年度の物価等にし、再び累増をつくるではなく、政府はつくらないと言明後も地方財政を圧迫するような超過負担は断じてつくつではないし、政府はつくらないと言明すべきであると思うが、自治、大蔵両大臣のお考えを聞きたいと思います。

以上をもつて質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 原田君にお答えいたしました。

地方財政の問題で、過密過疎の問題がいつも議論されます。先ほど林君からも同じ質問を受けました。すでにお答えたので、それで、ある程度

御了承をいただけるかと思います。絶えず過密過疎の問題を解決する場合にわれわれが考えなきやならないことは、地方自治体をいかにして強化されか、そうして独立的な措置がとれるかという

ことでござります。そういう意味からは、お話をありましたように、その財源措置として、財政基盤を強固にするということ、これを絶えず考える

ことだと思いますし、また同時に、地域住民に便益を与える、こういう意味からも、また、地方自治体のあるべき姿からも、いわゆる地方の単独事

業、これを十分行なうように力をつけることだ

かのように思います。もちろん、都市におきましては、都市にあさわしい問題がござります。いわゆる都市の計画化の問題なども、積極的にその計画

を樹立しなければならないと思ひます。同時にまた、過疎の対策としては、地域産業の開発も必要

でございます。先ほどのような公共施設の整備

も、これまた必要でござります。これは御意見の

うちにも、それらの点に触れられましたから、重ねて申し上げません。先ほどのような原則的な

お話を申し上げたわけであります。

次に、いわゆる交付税率の二二・三%、これを維持すると確約しようと、こういふお話をござりますが、これはなかなか確約というわけにはまいります。御承知のよろこび、国及び地方の財政事情等を十分検討いたしまして、そうして適正なる交付税率をきめるのが、交付税法の定むるところでありますから、その趣旨は尊重いたしますが、ただ

いま私ども、これを確約しようとすることについて

は、言明いたしかねる、しかし、十分実情に応じた処置をとる、かよう御了承いただきたいと思

います。

次のお尋ねで、市町村道の問題であります。申

すまでもなく、国としての幹線国道、この整備が

できましても、その末端のいわゆる地方道、その

うちの市町村道が整備されなければ、真の住民の

福祉につながらない、かようなことが言えると思

います。私どもはそういう意味で、これはほんと

うに皆さんが御指摘になるように、地方市町村道の整備こそ、日下の緊急を要する問題だ、か、ようになります。そういう意味で、今回も特別な目的税をこしらえようとしているわけであります。しかし、なかなかこれは足らないかもわかりません。また今後、いろいろ適当なる財源を確保することについて努力すべきだ、か、よう思います。私はそのうちで、ガソリン税を上げるという、その安易な方法だけではこの問題は解決しないだろうと思ひますから、十分この点については、検討をさらに慎重に加えていくべき問題だ、か、よう思つております。

最後に、住民税についてのお尋ねであります

が、これはなかなか確約というわけにはまいります。御承知のよろこび、国及び地方の財政事情等を十分検討いたしまして、そうして適正なる交付

税率をきめるのが、交付税法の定むるところでありますから、その趣旨は尊重いたしますが、ただ

ただきたいと思います。反面、地方ではいろんな行政需要がたくさん起つておりまして、非常に苦しいでいることは十分承知をいたしております。

現下非常に苦しい財政状態のもとにあります。それに対する措置といふものも、手を尽くしておるつもりでござります。

〔國務大臣赤澤正道君登壇、拍手〕

○國務大臣(赤澤正道君) お答えいたします。

冒頭に、まだ四百五十億円の数字が出てまいり

それから地方財政計画を出すのがおくれるじゃないかという、これは始終御非難を聞きますが、地方財政は、国の財政と、いま言うまでもなく、非常に関連が強いのはあたりまることとして、国の予算に伴う地方負担額の精査が確定いたしませんと、地方財政計画を策定することは、つまりそれは組めないわけでござります。そこで、国の予算案が確定したあと若干の日時を要するのが現実でございまして、地方団体に対しましては、地方団体の予算編成に支障のないように、随時途中でも必要な指導を行なつてまいておりますので、大きな支障はないものと考えております。それから例の人口の偏在、過密過疎問題にお触れになりました。これは総理からも大筋についてお答えがあつたとおりでござりますが、過密になると、いろいろな害が起つてまいるわけでございまして、そのためにこういう方面にもやっぱり地方債の割り増したとか、いろいろ手当てをいたさざるを得ない。一方過疎地帯に対しましては、御案内のことおりに交付税の傾斜配分、こういうことを中心として、それに離島とか、あるいは内地、また山村なんかは、それぞれ振興のための特種立法もつくつておりまして、あとう限りの手厚い努力はいたしております。しかしながら、まだそれが至らない点があるといふことは十分承知をいたしておりますので、将来にわたつて努力をしなきやならぬと考えております。

それから國鐵の納付金のことでございますが、さつき林議員にもお答えいたしました。國鐵の財政事情はわかるわけです。わかりますけれども、やはりこれは運輸大臣自身が、先ほど聞いておりましたら、固定資産税見合いのものであるとはつきり申されたわけです。それはたてまえでございまして、私どもいたしましては、やっぱり理由があつて納付金をいただいておるわけでございますので、そう簡単にこれは譲券するわけにまいりません。さつきも言いましたとおりに、これは關係しておる市町村が非常に多いわけございまして、何かかわった財源でも考え方をせんとには、これを取り上げてしまつたことはなかなか容易ではありません。ただ冒頭申しましたように、國鐵の立場はよくわかるわけでございます。ですから、そこが非常に苦しいわけですが、ことしはあるようやくな措置をとりましたけれども、将来にわかつてということになると、いろいろ政府のほうでも協議をしなければなりませんが、私どもは自治省の立場として、特に地方公共団体の今日の財政の現状から考えて、言ふべきことは言わなきやならぬという立場に立つておる次第でござります。これは決して何も運輸大臣とせり合つてゐるわけではないませんで、両方苦しいわけでござりますので、合理的な解決を考えていかなきやならぬという意味でございます。

それから、地方財政計画の規模是正の問題ですけれども、これも先ほど林議員にお答えをしたところでお聞きがあります。なるべくこれは縮めるのがほんとうですけれども、実際は、御案内のとおりに出し分につきましては、大体これでやれるといふことですけれども、このために地方財政の運営をましても、私どもいたしましては、やつぱり理由があつて、この計画といふものは地方財政運営狂つてくる。ただ、そのためには、そのために地方財政の運営を守るために、最初にこういう計画を立てますと、その後いろいろな補正その他のことがありまして、ずいぶん大きめだけはつけております。

それから、住民税の課税最低限の問題にお触れになりましたが、将来にわたつてこの最低限度額を示すということはなかなかむずかしい。これについては努力はいたしますけれども、これはやっぱり地方財政全体をにらみ合わせて、そういうふうな点ではそつと大きな狂いはないわけであります。中途におきましていろいろそういう意味で指導もいたしておりますし、このことも大きな障害になりますので、これも十分努力しなきゃならないことはおきなはずでござりますが、なるべく決算額とは似たような数字の計画を立てるのが当然でございますので、これも十分努力しなきゃならないと考へておられます。

それから、道路財源のことでござりますが、これも總理がお触れになりました。いま一番困つておるのは市町村、この市町村は道路目的財源といふものが一錢も渡されておらない。しかも、国でどんどん施策を進めてまいりますと、言ふまでもなく地方の持ち出し分があるわけでございまして、それで毎年苦慮をしております。今度新しい自動車取得税というようなものを創設いたしましたので、これで千八百億円ばかりの財源が見込まれま

官 報 (号 外)

これも毎年毎年、いろいろ減免ということにつきまして、もうこと七、八年になりますが、毎年いろいろ努力をいたしまして、多少ずつでも減らす努力をしておりますが、まだなかなか御期待にこたえるというところまでいっておりません。しかしながら、これにつきましては、国と地方との財源の再分配などの問題も議論されておりますので、そういうことからめて、今後引き続いで慎重に検討していくかなければならぬと考えております。

ただ、御指摘は、超過負担をいまの時点で解消しても、また物価が値上がりしていけばあとを追つかけていくようなものじゃないか、何かきめ手がないかといったように私はとつたわけでござりまするけれども、なかなかきめ手と申しましてもむずかしい。超過負担を解消するという措置をとるだけでも、なかなか容易ならぬ努力をしてまいつたわけでござりまするので、再び超過負担などを生じないように、われわれといたしましては今後十分留意をしていかなきやならぬと考えております。

で、過去もそれによって累次変更してきたところでござりますので、今後こういう状態がくれば、地方交付税の税率はいじるということにならうと思ひますので、今後絶対に上げないとか、絶対に下げないとかいうことは簡単には申し上げられないと存じます。

その次は、先ほど、もうお答えございました国鉄の納付金の問題でござります。国鉄はいま地方政府の利便のために運営している面也非常に多くて、そして極度の赤字財政に悩んでおるという状態でござりますので、私どもは、国鉄の財政再建期間

ことは御承知のとおりであります。その中で、やはり一番問題は、補助単価が適正であるかどうかかといふことだと思いますが、これは調査した結果は、認められた補助単価でりっぱにやつていているところもたくさんありますし、そうでなくて、これをはみ出で、補助単価が少ないということを訴えているところもございますし、非常にその実態はまちまちでございましたので、今度からは毎年度、給与水準とか物価の上昇と、いろいろなものも織り込んで、今までの調査した実態を勘案しながら適否について十分検討の上、予算のときには

象、こういった問題につきまして、いろいろ食い違いがありましたために、結局所期の目的達成するためには地方持ち出し相当いっておる。つまり陰の負担が必要になつてゐるということです。たいへん不満の声が高かつた。それを兩三年前からいろいろ議論いたしまして、結局一番大きな結果、これは自治省、大蔵省ともに納得いたしまして、そうしてその解消措置を、ことしから三年にわたつてやることにいたしました。

なお、そのほかにも、まだ超過負担をしておると考えられるものが若干ござります。これにつきましては、大体昭和四十三年度に解決してしまおうとしているところです。

ましたが、四十三年度の地方財政計画におきましては、投資的な単独事業は昭和四十一年度の六千三百九十九億円に対して七千三百九十一億円、それから一般行政費の単独事業のはうは、四十一年度の四千二十五億円に対して五千六百六十六億円というふうに、今年度の地方財政計画におきましては、相当大幅な増額をはがつておる次第でござります。

それから、地方交付税の税率は下げるといふことをはつきり言えというお話をございましたが、地方交付税法に定めてありますように、地方団体の財源の不足額と、普通交付税の総額とが引き続き著しく異なつたものになつた場合においては、この率を変えるという規定がござりますの

しておりましたが、実際になりますといふと、自治省と運輸省でどうどうこの問題の話がつきませんので、本年度は從来どおりにいたしてござります。来年度はどうかといふことござりますが、これまた、来年度の問題として、國務省でこれは相談すべきことであらうと考えております。

地方道路財源の問題は、答弁が済んでおるようですが、申上げません。

それから、超過負担の問題でござりますが、これは御承知のように、本年度自治、大蔵そのほか関係省で実態の調査をやりましたために、相当この実態がはつきりしてまいりました。したがつて、これを三年間に解消するといふことを考えまして、総額三百二十億円の改善措置をとつておる

それから、先ほど電気ガス税について總理が答弁を漏らしてあるので、特に補足して答弁してください。いまお話がございましたが、これは大衆課税であるという非難はござりますが、税収が非常に多い。そうしてこれは伸びていく税金であるとともに、普遍的な税金であるということから、地方財政の上では非常に重要な地位を占めているものでございますので、なかなかこれを一撃に廃止するということは困難でございます。したがつて、毎年この免税点を上げたりして少しずつ解決しておりますが、将来の地方財政の事情を勘案しながら、さらにこれは改善の方向へ努力はいたしに考えております。

それから 地方交付税の税率は下りないということをはつきり言えというお話をございましたが、地方交付税法に定めてありますように、地方団体の財源の不足額と、普通交付税の総額とが引き続き著しく異なつたものになつた場合においては、この率を変えるという規定がござりますのは、この報告に関する件(昭和四十三年度地方財務大臣の報告)に関する件(昭和四十三年度地方財

それから、超過負担の問題でござりますが、これは御承知のように、本年度自治、大蔵そのほか関係省で実態の調査をやりましたために、相当この実態がはつきりしてまいりました。したがつて、これを三年間に解消するということを考えまして、総額三百二十億円の改善措置をとっておる政計画について、並びに地方交付税法の一部を改

方財政の上では非常に重要な地位を占めているものでございますので、なかなかこれを一挙に廃止するということは困難でございます。したがつて、毎年この免稅点を上げたりして少しずつ解決しておりますが、将来の地方財政の事情を勘案しながら、さらにこれは改善の方向へ努力はいたし

ますが、なかなか一挙にこれを廃止するということはむずかしいということを、ひとつ御了承を得たいと思います。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の發言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の發言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

経済援助資金特別会計及び余剰農産物資金融通特別会計を廃止して、産業投資に係る特別会計

を整理統合しよるとするものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

3 この法律の施行の際各会計に属する権利義務は、政令で定めるところにより、産業投資特別

会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により産業投資特別会計に帰属した現金は、同会計の歳入とする。

5 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第一百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「附則第四項の規定によりこの会計に帰属した現金」の下に「経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案」につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○青柳秀夫君登壇、拍手

○議長(重宗雄三君) 日程第三、経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題いたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長青柳秀夫君。

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

5 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第一百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「附則第四項の規定によりこの会計に帰属した現金」の下に「経済援助資金特別会計と余剰農産物資金融通特別会計に属する現金」の下に「経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案」につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第四条第三十五号の二を削る。

第十条第十二号中「及び余剰農産物資金融通特別会計」を削り、同条第十三号を次のように改める。

十三 削除

1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

審査報告書
経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案
右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年三月十二日

参議院議長 重宗 雄三殿
衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

5 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第一百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「附則第四項の規定によりこの会計に帰属した現金」の下に「経済援助資金特別会計と余剰農産物資金融通特別会計に属する現金」の下に「経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案」につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

6 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

2 経済援助資金特別会計及び余剰農産物資金融通特別会計(次項において「各会計」という。)の整理統合しよるとするものであつて、適当な措置と認める。

3 この法律の施行の際各会計に属する権利義務は、政令で定めるところにより、産業投資特別会計に属するものとする。

4 前項の規定により産業投資特別会計に属する現金は、同会計の歳入とする。

5 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第一百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「附則第四項の規定によりこの会計に帰属した現金」の下に「経済援助資金特別会計と余剰農産物資金融通特別会計に属する現金」の下に「経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案」につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

6 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

7 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

8 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

9 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

10 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

11 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

12 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

13 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

14 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

15 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

16 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

17 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

18 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

19 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

20 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

21 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

22 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

23 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

24 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

25 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

26 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

27 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

28 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

29 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

30 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

31 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

32 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

33 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

34 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

35 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

36 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

37 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

38 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

39 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

40 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

41 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

42 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

43 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

44 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

45 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

46 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

47 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

48 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

49 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

50 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

51 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

52 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

53 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

54 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

55 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

56 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

57 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

58 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

59 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

60 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

61 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

62 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

63 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

64 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

65 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

66 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

67 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

68 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

69 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

70 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

71 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

72 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

73 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

74 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

75 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

76 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

77 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

78 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

79 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

80 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

81 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

82 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

83 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

84 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

85 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

86 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

87 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

88 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

89 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

90 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

91 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

92 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

93 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

94 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

95 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

96 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

97 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

98 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

99 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

100 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

101 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

102 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

103 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

104 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

105 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

106 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

107 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

108 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

109 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

110 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

111 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

112 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

113 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

114 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

115 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

116 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

117 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

118 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

119 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

120 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

121 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

122 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

123 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

124 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

125 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

126 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

127 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

128 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

129 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

130 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

131 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

132 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

133 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

134 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

135 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

136 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

137 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

138 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

139 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

140 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

141 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

142 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

143 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

144 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

145 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

146 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

147 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

148 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

149 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

150 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

151 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

152 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

153 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

154 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

155 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

156 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

157 本法律案は、会計経理の簡素化を図るために、

委員会における審議の詳細は、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して須藤委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(皇宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(皇宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 河野 謙三君

原田 立君 山高しげり君
矢追 秀彦君 中沢伊登子君
石本 茂君 市川 房枝君
中尾 辰義君 片山 武夫君
八田 一朗君 西村 尚治君
内藤首三郎君 田代富士男君

櫻井 志郎君	谷口 慶吉君
多田 省吾君	小平 芳平君
井川 伊平君	青田源太郎君
小林 武治君	木内 四郎君
辻 武寿君	和泉 覚君
柏原 ヤス君	中山 福藏君
小柳 牧衛君	紅露 みづ君
菅野 優弘君	松平 勇雄君
平泉 渉君	川野 三曉君
宮崎 正雄君	船田 譲君
山内 一郎君	柳田桃太郎君
任田 新治君	田中 茂穂君
高橋雄之助君	大竹平八郎君
中村喜四郎君	平島 敏夫君
山本 杉君	大谷 雄君
久保 勘一君	横山 フク君
木村 陸男君	安井 謙君
津島 文治君	大森 久司君
沢田 一精君	藤田 正明君
三木與吉郎君	山本茂一郎君
山本 利壽君	山本文門君
堀見 俊二君	中野 文門君
高橋 衡君	西郷吉之助君
廣瀬 久忠君	木村美智男君
鹿島守之助君	戸田 萌彌君
斎藤 昇君	相澤 重明君
吉武 恵市君	岡本 哲君
重政 康徳君	村田 秀三君
青木 一男君	前川 旦君
大河原一次君	和田 鶴一君
光村 基助君	林 虎雄君
伊藤 顯道君	桂君
近藤 信一君	白井 勇君

森部 隆輔君	中津井 真君
林田悠紀夫君	寺尾 豊君
佐藤 隆君	大和 与一君
近藤英一郎君	春日 正一君
田村 賢作君	松永 忠二君
楠 正俊君	野坂 參三君
玉置 和郎君	森 勝治君
野知 浩之君	大橋 和孝君
源田 美君	瀬谷 英行君
北畠 敦真君	野上 元君
鈴木 万平君	千葉千代世君
梶原 茂嘉君	森 守義君
青柳 秀夫君	藤田藤太郎君
岡村文四郎君	岡田 宗司君
土屋 義彦君	北村 暢君
大森 久司君	山本伊三郎君
横山 フク君	武内 五郎君
安井 謙君	大森 創造君
平井 太郎君	山本伊三郎君
古池 信三君	北村 暢君
温水 三郎君	鈴木 寿君
小林 篤一君	中村 英男君
中野 春藏君	岡 三郎君
木村 一郎君	加瀬 完君
相澤 重明君	岡田 得治君
増原 恵吉君	亀田 得治君
郡 祐一君	秋山 長造君
石原幹市郎君	岡田 宗司君
前川 旦君	佐藤 繁作君
和田 鶴一君	赤澤 正道君
林 虎雄君	木村 武雄君
桂君	中曾根康弘君
白井 勇君	赤澤 正道君

國務大臣

内閣総理大臣	大蔵大臣	運輸大臣	自治大臣	國務大臣	政府委員
佐藤 繁作君	水田三喜男君	中曾根康弘君	赤澤 正道君	木村 武雄君	新谷寅三郎君
赤澤 正道君	寺尾 豊君				
木村 武雄君	小酒井義男君				
中曾根康弘君	中曾根康弘君	中曾根康弘君	中曾根康弘君	中曾根康弘君	植竹 春彦君
赤澤 正道君	大倉 精一君				
木村 武雄君	野坂 參三君				
赤澤 正道君	森 勝治君				
木村 武雄君	大橋 和孝君				
赤澤 正道君	瀬谷 英行君				
木村 武雄君	野上 元君				
赤澤 正道君	千葉千代世君				
木村 武雄君	森 守義君				
赤澤 正道君	藤田藤太郎君				
木村 武雄君	北畠 敦真君				
赤澤 正道君	大和 与一君				
木村 武雄君	森 勝治君				
赤澤 正道君	大橋 和孝君				
木村 武雄君	瀬谷 英行君				
赤澤 正道君	野上 元君				
木村 武雄君	千葉千代世君				
赤澤 正道君	森 守義君				
木村 武雄君	藤田藤太郎君				
赤澤 正道君	北畠 敦真君				
木村 武雄君	大和 与一君				
赤澤 正道君	森 勝治君				
木村 武雄君	大橋 和孝君				
赤澤 正道君	瀬谷 英行君				
木村 武雄君	野上 元君				
赤澤 正道君	千葉千代世君				
木村 武雄君	森 守義君				
赤澤 正道君	藤田藤太郎君				
木村 武雄君	北畠 敦真君				
赤澤 正道君	大和 与一君				
木村 武雄君	森 勝治君				
赤澤 正道君	大橋 和孝君				
木村 武雄君	瀬谷 英行君				
赤澤 正道君	野上 元君				
木村 武雄君	千葉千代世君				
赤澤 正道君	森 守義君				
木村 武雄君	藤田藤太郎君				
赤澤 正道君	北畠 敦真君				
木村 武雄君	大和 与一君				
赤澤 正道君	森 勝治君				
木村 武雄君	大橋 和孝君				
赤澤 正道君	瀬谷 英行君				
木村 武雄君	野上 元君				
赤澤 正道君	千葉千代世君				
木村 武雄君	森 守義君				
赤澤 正道君	藤田藤太郎君				
木村 武雄君	北畠 敦真君				
赤澤 正道君	大和 与一君				
木村 武雄君	森 勝治君				
赤澤 正道君	大橋 和孝君				
木村 武雄君	瀬谷 英行君				
赤澤 正道君	野上 元君				
木村 武雄君	千葉千代世君				
赤澤 正道君	森 守義君				
木村 武雄君	藤田藤太郎君				
赤澤 正道君	北畠 敦真君				
木村 武雄君	大和 与一君				
赤澤 正道君	森 勝治君				
木村 武雄君	大橋 和孝君				
赤澤 正道君	瀬谷 英行君				
木村 武雄君	野上 元君				
赤澤 正道君	千葉千代世君				
木村 武雄君	森 守義君				
赤澤 正道君	藤田藤太郎君				
木村 武雄君	北畠 敦真君				
赤澤 正道君	大和 与一君				
木村 武雄君	森 勝治君				
赤澤 正道君	大橋 和孝君				
木村 武雄君	瀬谷 英行君				
赤澤 正道君	野上 元君				
木村 武雄君	千葉千代世君				
赤澤 正道君	森 守義君				
木村 武雄君	藤田藤太郎君				
赤澤 正道君	北畠 敦真君				
木村 武雄君	大和 与一君				
赤澤 正道君	森 勝治君				
木村 武雄君	大橋 和孝君				
赤澤 正道君	瀬谷 英行君				
木村 武雄君	野上 元君				
赤澤 正道君	千葉千代世君				
木村 武雄君	森 守義君				
赤澤 正道君	藤田藤太郎君				
木村 武雄君	北畠 敦真君				
赤澤 正道君	大和 与一君				
木村 武雄君	森 勝治君				
赤澤 正道君	大橋 和孝君				
木村 武雄君	瀬谷 英行君				
赤澤 正道君	野上 元君				
木村 武雄君	千葉千代世君				
赤澤 正道君	森 守義君				
木村 武雄君	藤田藤太郎君				
赤澤 正道君	北畠 敦真君				
木村 武雄君	大和 与一君				
赤澤 正道君	森 勝治君				
木村 武雄君	大橋 和孝君				
赤澤 正道君	瀬谷 英行君				
木村 武雄君	野上 元君				
赤澤 正道君	千葉千代世君				
木村 武雄君	森 守義君				
赤澤 正道君	藤田藤太郎君				
木村 武雄君	北畠 敦真君				
赤澤 正道君	大和 与一君				
木村 武雄君	森 勝治君				
赤澤 正道君	大橋 和孝君				
木村 武雄君	瀬谷 英行君				
赤澤 正道君	野上 元君				
木村 武雄君	千葉千代世君				
赤澤 正道君	森 守義君				
木村 武雄君	藤田藤太郎君				
赤澤 正道君	北畠 敦真君				
木村 武雄君	大和 与一君				
赤澤 正道君	森 勝治君				
木村 武雄君	大橋 和孝君				
赤澤 正道君	瀬谷 英行君				
木村 武雄君	野上 元君				
赤澤 正道君	千葉千代世君				
木村 武雄君	森 守義君				
赤澤 正道君	赤澤 正				

昭和四十三年三月二二日 参議院会議録第七号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(支那良賃紙三十五円)

発行所

東京都港区赤坂美町二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五八一四四二一(大)